

第1章

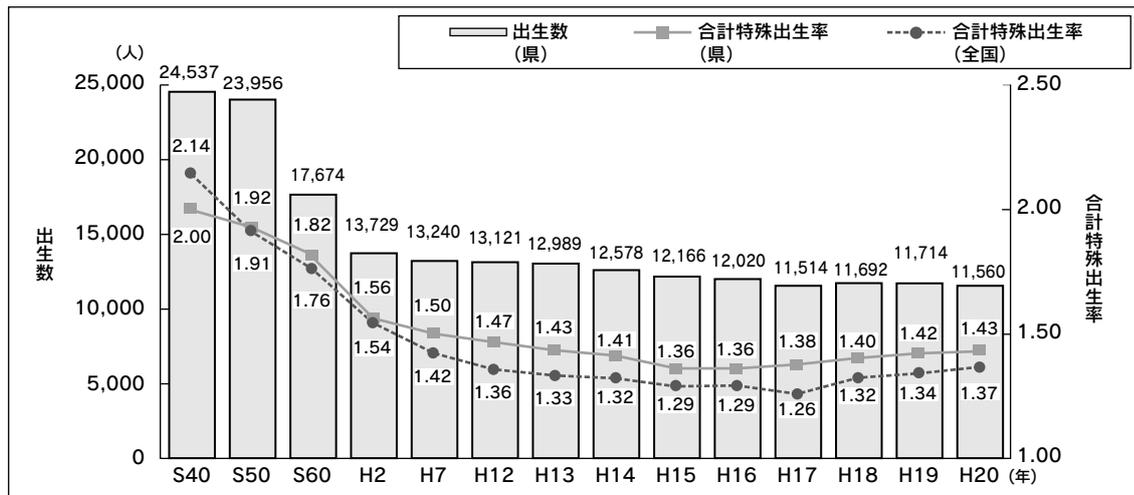
子どもと家庭を取り巻く現状

1 少子化の進行

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

山口県における平成 20 年の出生数は 11,560 人と前年に比べ 154 人減少し、3 年ぶりに減少に転じた。また、1 人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は 1.43 と前年を 0.01 ポイント上回り、4 年連続で上昇しているが、人口置換水準（人口を維持するために必要とされる水準をいい、日本では 2.07～2.08 である。）を大きく下回っており、依然として少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況が続いている。

図 1 出生数と合計特殊出生率の推移



全国特殊出生率の 全国順位(山口県)	41	39	23	33	28	27	21	20	23	21	21	18	18	19
-----------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 市町別の合計特殊出生率

平成 15 年～平成 19 年の合計特殊出生率を市町別に見ると、下松市が 1.59 と最も高く、以下、和木町が 1.57、岩国市が 1.53 の順となっている。最も高い下松市と最も低い周防大島町では 0.29 ポイントの差が生じている。

図 2 市町別の合計特殊出生率

下 関 市	1.33	周 南 市	1.44
宇 部 市	1.39	山陽小野田市	1.46
山 口 市	1.36	周防大島町	1.30
萩 市	1.43	和 木 町	1.57
防 府 市	1.49	上 関 町	1.46
下 松 市	1.59	田 布 施 町	1.44
岩 国 市	1.53	平 生 町	1.50
光 市	1.49	美 東 町	1.43
長 門 市	1.43	秋 芳 町	1.40
柳 井 市	1.43	阿 武 町	1.52
美 祢 市	1.50	阿 東 町	1.38

資料：厚生労働省「平成 15 年～平成 19 年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」

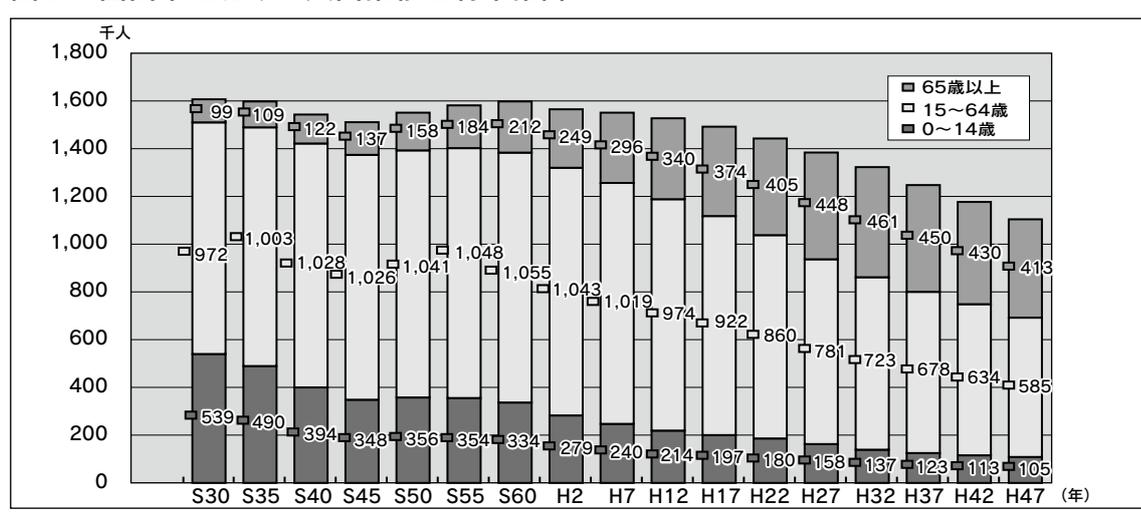
注：市町は平成 19 年 12 月 31 日現在

(3) 山口県における人口推移と将来推計

出生数の減少は、年少人口（14歳以下）の減少をもたらしている。昭和30年以降、第2次ベビーブーム期の一時的な増加を除いては、減少傾向が続いており、平成17年における年少人口は19万7千人と高齢者人口（65歳以上）37万4千人のおよそ半数となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、平成47年の山口県の年少人口は10万5千人となり、高齢者人口41万3千人のおよそ4分の1にまで減少すると推計されている。

図3 山口県における人口推移と将来推計



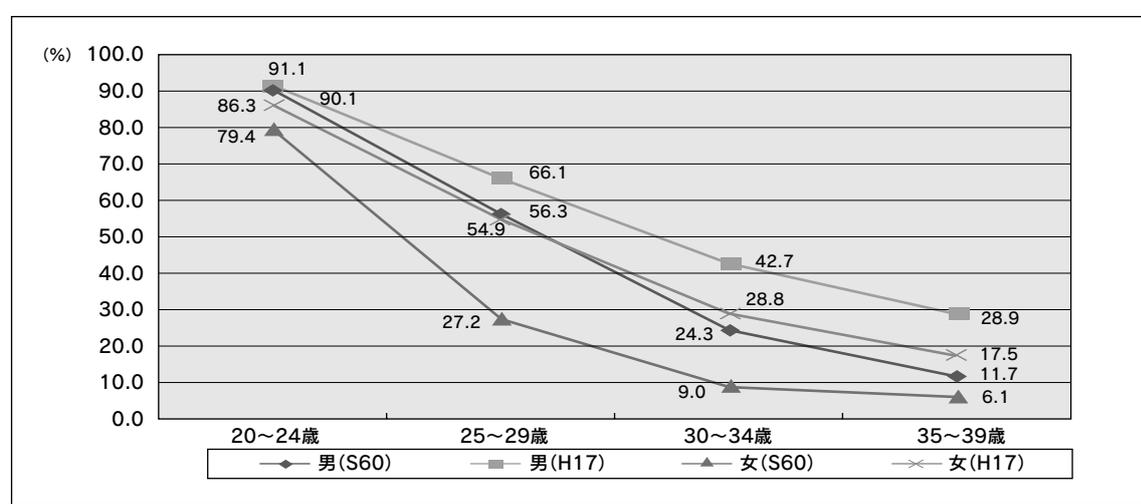
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（平成19年5月推計）

(4) 少子化の要因と背景

ア 未婚化、晩婚化等の進行

少子化の要因として、未婚化や晩婚化の進行が指摘されている。山口県における未婚化率は、この20年間（昭和60年～平成17年）で、25～29歳では、男性が56.3%から66.1%に、女性が27.2%から54.9%にそれぞれ上昇している。

図4 山口県における男女の未婚率の比較

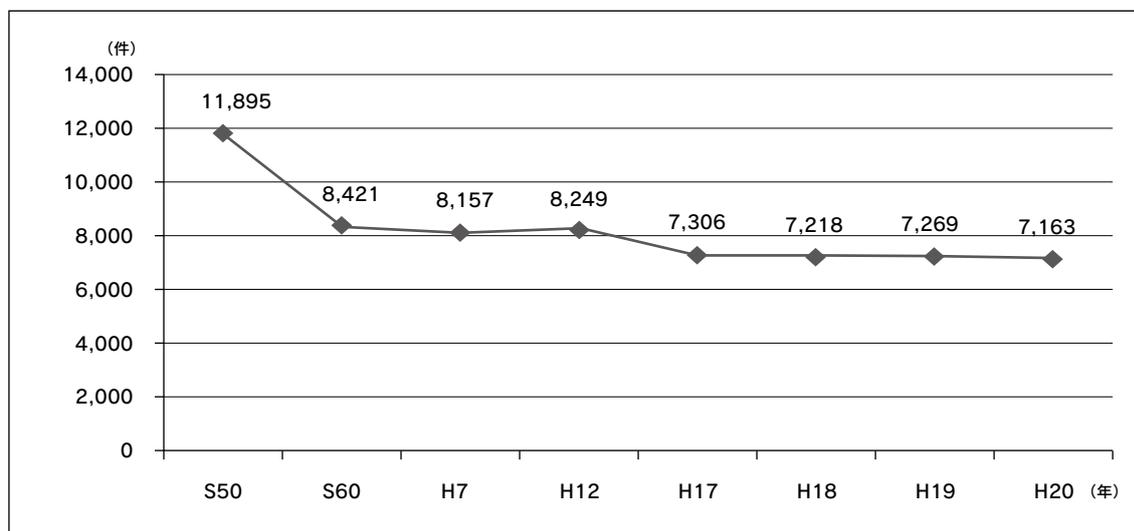


資料：総務省「国勢調査」

平成20年の婚姻件数は7,163件と前年に比べ106件減少した。近年の状況を見ると、緩やかに減少している。

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成19年に生まれた子どものうち、98%は法律上の結婚をした夫婦間に出生した子どもである。子どもは男女が結婚してから生まれることが大半であることから、婚姻件数の減少は、出生数の減少に直接的な影響を与えることになる。

図5 婚姻件数の推移

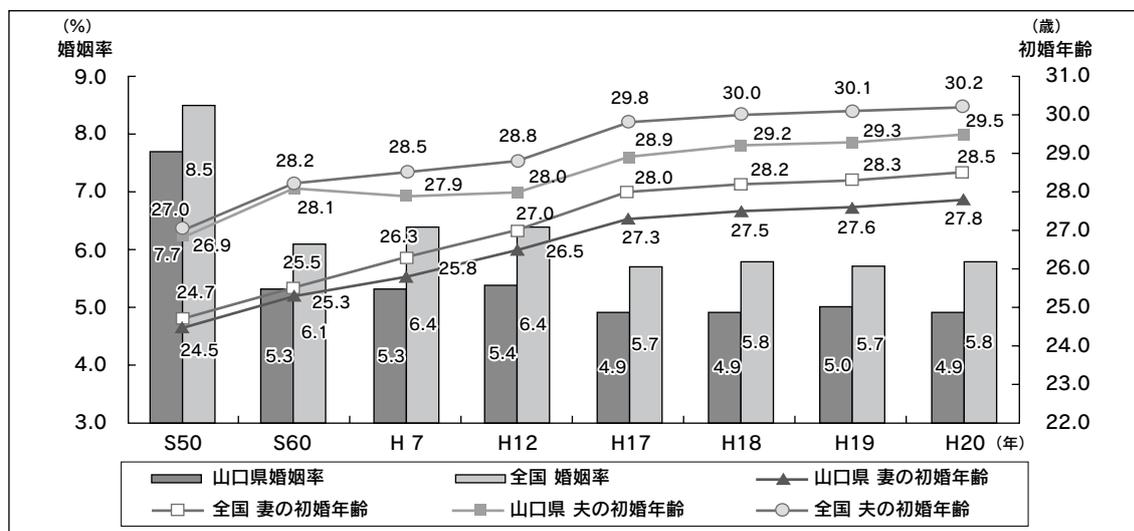


資料：厚生労働省「人口動態統計」

平成20年の山口県における夫の初婚年齢は29.5歳と全国の30.2歳と比べて0.7歳低く、妻の初婚年齢は27.8歳と全国の28.5歳と比べ0.7歳低くなっている。この33年間（昭和50年～平成20年）で、夫は2.6歳、妻は3.3歳高くなっている。緩やかではあるが初婚年齢が高くなる傾向が続いており、一層晩婚化が進行している。

また、婚姻率は、近年の状況を見ると、ほぼ横ばいで推移している。

図6 婚姻率、夫・妻の初婚年齢の推移



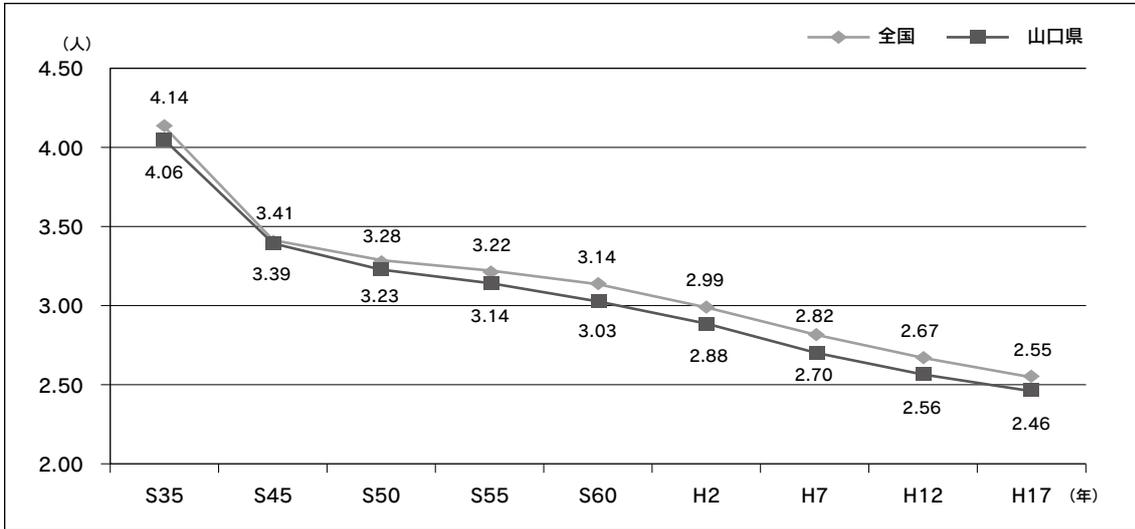
注：婚姻率は、婚姻件数を人口千対で除した数値 資料：厚生労働省「人口動態統計」

イ 家族形態の変化

家庭は、家族がお互いに助け合い支え合いながら生活するための基盤であり、子どもを生き育て、教育することなど様々な機能を有している。

山口県における一世帯当たりの平均人員は減少を続けている。

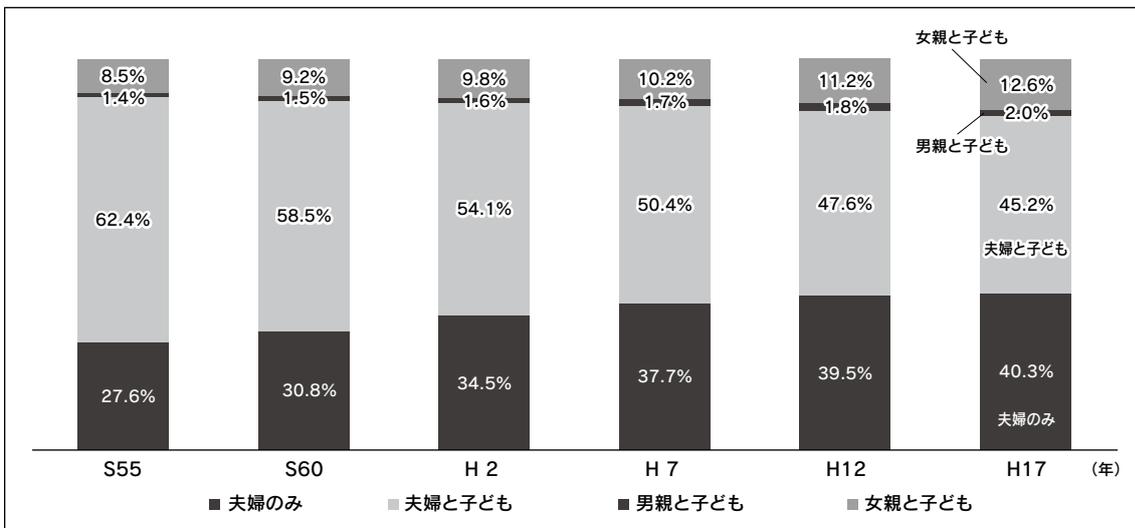
図7 一世帯当たりの平均人員の推移



資料：総務省「国勢調査」 注：S40は未実施

山口県における核家族の状況を見ると、夫婦のみの世帯、男親又は女親と子どもの世帯の割合が増加し、夫婦と子どもの世帯の割合が減少しており、家族の構成が変化している。

図8 山口県における核家族に占める各世帯の割合の推移

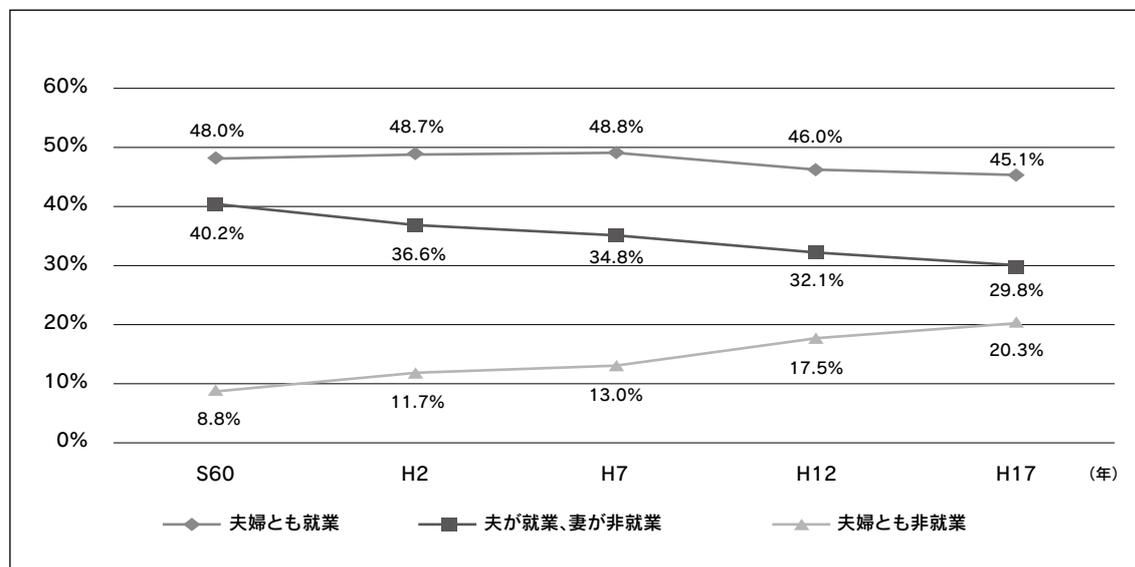


資料：総務省「国勢調査」

山口県における一般世帯の夫婦の就業状況の推移を見ると、夫が就業、妻が非就業の世帯の割合は減少しているが、夫婦とも就業している共働き世帯の割合はほぼ横ばいで推移している。

また、高齢化に伴い夫婦とも非就業の世帯の割合は増加している。

図9 山口県における一般世帯に占める共働き世帯等の推移

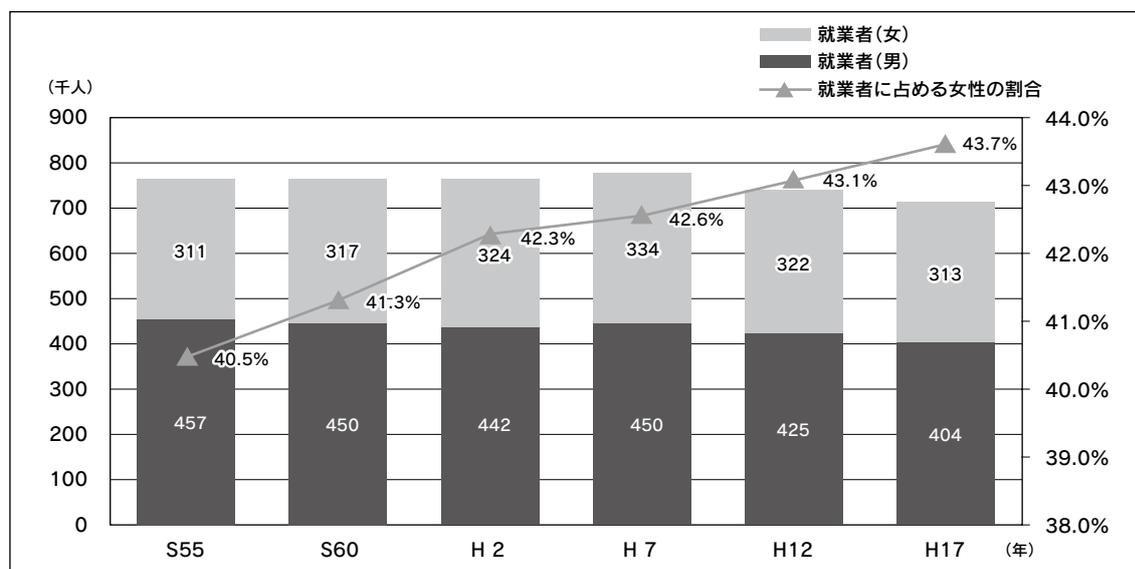


資料：総務省「国勢調査」

ウ 女性の就業の変化

山口県における男性の就業者数は減少傾向にあり、平成17年の就業者数は40万4千人と昭和55年の45万7千人と比べ、5万3千人減少している。一方、女性の就業者数に大きな変動はないが、就業者数全体が減少傾向にある中で、就業者に占める女性の割合は上昇している。

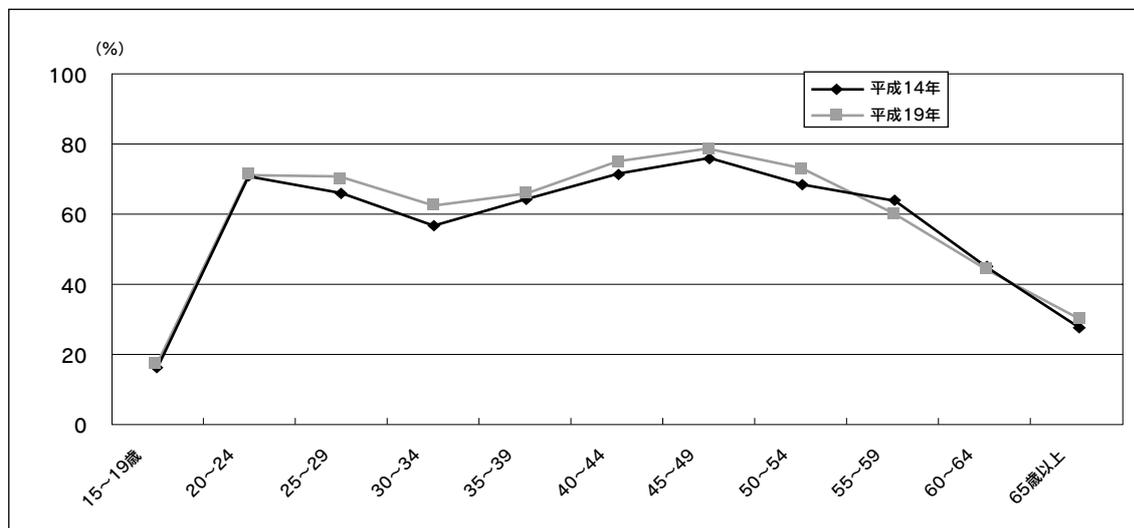
図10 山口県における女性の就業者等の推移



資料：総務省「国勢調査」

山口県の女性の年齢階級別の有業率を見ると、20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、その後の40歳代後半まで上昇し、全体としてM字カーブを示しており、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子どもの成長に合わせて、再び就業していることがうかがわれる。

図 11 山口県の女性の年齢階級別有業率



資料出所：総務省「平成19年就業構造基本調査」

(5) 少子化の与える影響

少子化の進行は、社会・経済の様々な局面において影響を与えているといわれている。

経済面での影響

- 出生数の減少による若年労働力の減少と、労働力人口※に占める高齢者の割合が高くなることにより労働力供給が減少する。
- 年金、医療、福祉等の社会保障関係費における現役世代の負担が増大する。

社会面での影響

- 単身者や子どものいない世帯の増加により家族形態が変化する。
- 子ども同士の交流機会の減少等により子どもの健やかな成長への影響が懸念される。
- 高齢化が進行し、福祉や保健医療サービス等の基礎的サービスの提供が困難になることが懸念される。

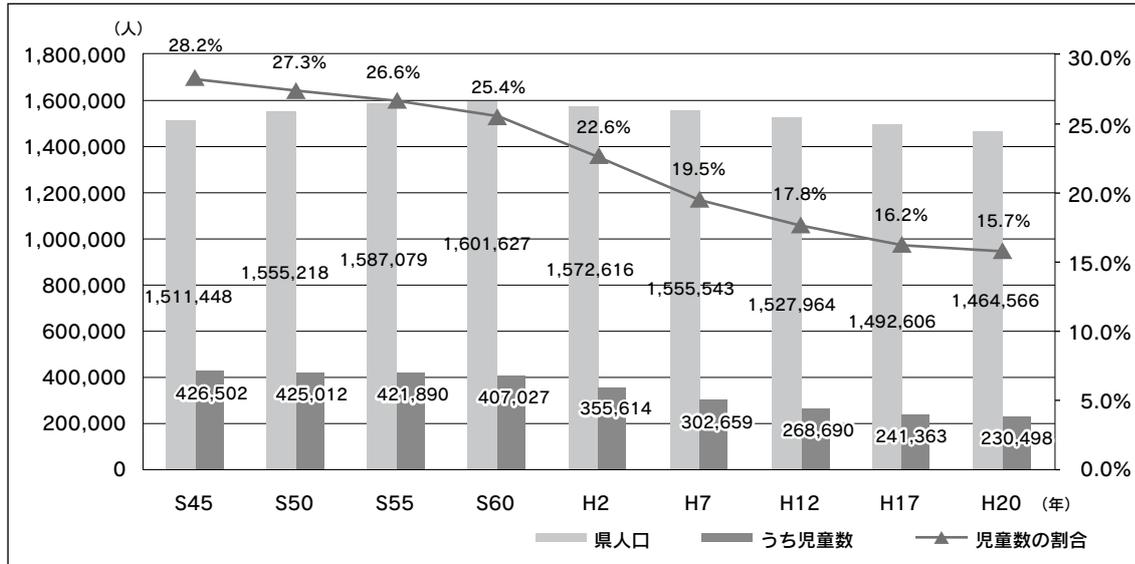
※労働力人口とは、15歳以上の者で、就業者及び就業したいと希望し、求職活動をしているが仕事についていない者の総数をいう。

2 子どもや子育ての現状

(1) 児童数の推移等

第2次ベビーブーム期（S46～S49年）以降、県の総人口は昭和60年まで増加していたが、平成2年以降減少を続けている。一方、児童数（18歳未満の者）は一貫して減少を続けており、それに伴って、県の総人口に占める児童の割合も減少している。

図12 県人口、児童数及び児童数の割合



資料：総務省「国勢調査」、H20は、県統計分析課「平成20年山口県人口推移統計調査」

(2) 子どもの生活習慣等

ア 子どもが朝食を毎日食べる割合

毎日朝食を摂る子どもの割合は概ね上昇している。

図13 子どもが朝食を食べる割合〔山口県〕 (%)

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
87.0	88.0	90.0	89.4

資料：児童生徒体力のテスト・生活調査報告書

イ 3歳児におけるむし歯のない子どもの割合

歯磨きをする習慣を身に付けることなどにより、3歳児におけるむし歯のない子どもの割合が高くなっている。

図14 3歳児におけるむし歯のない子どもの割合〔山口県〕 (%)

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
70.6	72.3	73.4	74.7	75.2

資料：山口県の母子保健、県健康増進課調べ

ウ 平日、家の人（兄弟姉妹は含まない。以下同じ。）と夕食をしている頻度

山口県の小学校6年生、中学校3年生ともに、「している」の割合が全国に比べて高くなっている。また、平成20年度と比べても、その割合が高くなっている。

図 15 平日、家の人と夕食をしている頻度 (%)

区 分		している	どちらかといえばしている	あまりしていない	全くしていない
小学校 6年生	山口県	75.9 (74.1)	15.7 (16.4)	6.3 (6.9)	2.0 (2.5)
	全 国	70.9 (68.8)	18.1 (19.2)	8.2 (8.9)	2.7 (3.0)
中学校 3年生	山口県	63.8 (62.0)	22.1 (22.9)	9.8 (10.5)	4.3 (4.6)
	全 国	56.3 (54.5)	25.4 (25.9)	12.8 (13.6)	5.4 (5.9)

資料：文部科学省「H21年度全国学力・学習状況調査」 ※（ ）はH20年度の数値

エ 地域の行事に参加している頻度

山口県の小学校6年生、中学校3年生ともに、「している」の割合が全国に比べて高く、「全くしていない」の割合が低くなっている。また、平成20年度と比べても、「している」の割合が高くなっている。

図 16 地域の行事に参加している頻度 (%)

区 分		している	どちらかといえばしている	あまりしていない	全くしていない
小学校 6年生	山口県	38.3 (36.0)	30.1 (30.8)	18.7 (19.4)	12.8 (13.7)
	全 国	32.8 (29.7)	29.6 (30.2)	21.3 (22.5)	16.2 (17.4)
中学校 3年生	山口県	13.6 (12.3)	26.8 (27.2)	32.4 (32.5)	27.0 (27.8)
	全 国	12.6 (12.0)	25.2 (25.0)	31.9 (31.6)	30.1 (31.2)

資料：文部科学省「H21年度全国学力・学習状況調査」 ※（ ）はH20年度の数値

(3) 末子が就学前の夫婦の一日当たりの育児時間

全国、山口県ともに男性に比べて女性の育児時間が長くなっている。山口県では、全国に比べて、男性総数、男性の有業者及び女性の有業者の育児時間が短くなっているが、女性総数で見ると育児時間が長くなっている。

図 17 末子が就学前の夫婦の一日当たりの育児時間 (分)

区 分	全 国		山口県	
	男	女	男	女
総 数	31	181	25	200
有業者	30	122	25	118

資料：総務省「H18年社会生活基本調査」 注：一日当たりの育児時間は、週全体の平均である。

(4) 保育所・幼稚園数等

県内の保育所・幼稚園数については、図 18 のとおりとなっている。また、保育所の待機児童数は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 23 人となっている。

図 18 保育所・幼稚園数

区分	施設数	定員数(人)	利用者数(人)
保育所	309	25,635	23,724
幼稚園	203	27,756	16,945

資料：学校基本調査、県子ども未来課調べ、県学事文書課調べ

注：保育所は平成 21 年 4 月 1 日、幼稚園は平成 21 年 5 月 1 日現在の状況

(5) 地域子育て支援センター・つどいの広場の設置数の推移

地域子育て支援センターの設置数は、平成 20 年度末現在で 86 施設となり、前年度に比べて 1 箇所減少している。

つどいの広場の設置数は、平成 20 年度末現在で 13 施設となり、年々増加している。

図 19 地域子育て支援センター設置数の推移

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
75 (4)	81 (6)	87 (7)	86 (5)

資料：県子ども未来課調べ、() 内は県単独事業である元気子育て支援センターの設置数のうち数

図 20 つどいの広場設置数の推移

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
9	10	12	13

資料：県子ども未来課調べ

(6) 育児休業の取得状況

山口県における育児休業の取得状況は、平成 19 年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間に出生した女性労働者のうち 83.1%が、配偶者が出生した男性労働者のうち 0.3%が平成 20 年 6 月 30 日までに育児休業を開始している。

図 21 育児休業の取得状況 (%)

区分	山口県	全国
女性	83.1	90.6
男性	0.3	1.23

資料：山口県：「平成 20 年度雇用管理実態調査（H20 年 6 月 30 日現在）」（県労働政策課）
全国：「H20 年雇用均等基本調査（H20 年 10 月 1 日現在）」（厚生労働省）

(7) 労働者1人当たりの平均年間総実労働時間数

山口県においては、全国平均よりも労働時間数が長くなっているが、全国順位は短い方から16位となっている。

図22 労働者1人当たりの平均年間総実労働時間数（H20年）

区分	山口県	全国	順位
総労働時間数	1,840	1,836	全国16位

資料：厚生労働省「H20 毎月勤労統計調査」

(8) 一般事業主行動計画の策定・届出状況

次世代育成支援対策推進法により、常時雇用する労働者が301人*以上の事業主に対しては雇用環境の整備等のための取組に関する行動計画の策定が義務づけられ、300人*以下の事業主に対しては努力義務とされている。

山口県における一般事業主行動計画の策定・届出状況をみると、常時雇用する労働者が301人以上の事業主については106社（100%）、300人以下の事業主については446社となっている。

図23 一般事業主行動計画の策定・届出状況

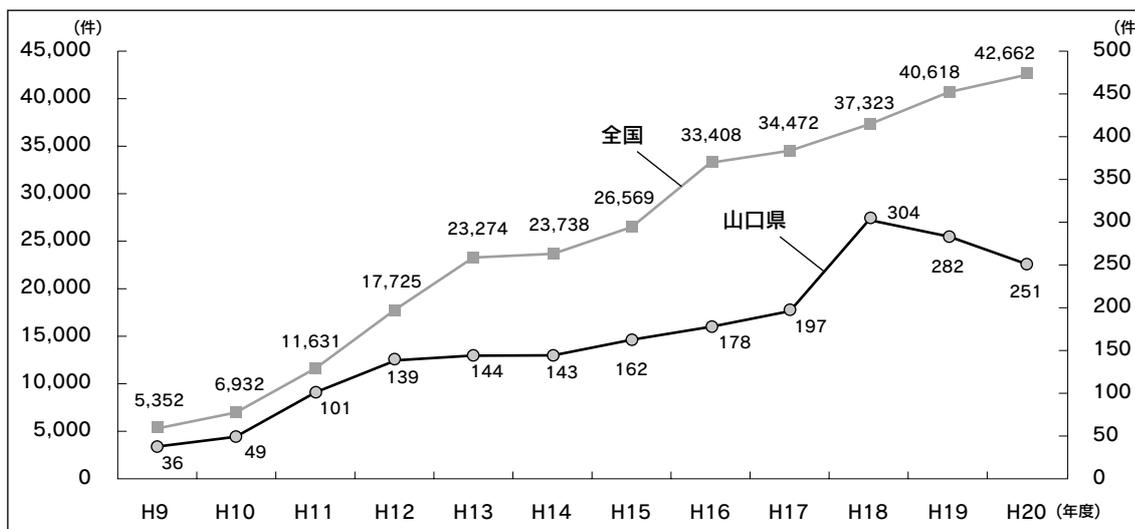
区分	山口県	全国
301人以上	106社（100%）	13,462社（99.1%）
300人以下	446社（ - ）	18,137社（ - ）

資料：山口労働局調べ（平成21年3月末現在）

(9) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数

山口県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、平成18年度までは、平成14年度を除き、年々増加傾向にあったが、平成19年度以降は、全国の相談対応件数が増加している中で、減少している。

図24 児童相談所相談対応件数の推移



資料：県子ども未来課調べ、厚生労働省調べ ※ H20年度は速報値

*次世代育成支援対策推進法の改正により、平成23年4月1日以降は、101人以上が義務づけ、100人以下が努力義務となる。

(10) いじめ認知件数

平成 19 年度の県内のいじめ認知件数は 1,115 件と、前年度の 1,585 件と比べ 470 件減少している。

図 25 いじめ認知件数 (H19 年度) (単位：人)

小学校	中学校	高等学校	総合支援学校	計
457 (686)	521 (731)	132 (166)	5 (2)	1,115 (1,585)

資料：文部科学省「平成 19 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注：()内は平成 18 年度の数値

(11) 不登校児童生徒数

平成 19 年度の県内の不登校児童数は 1,889 人と、前年度の 1,901 人と比べ 12 人減少している。

図 26 不登校児童生徒数 (H19 年度) (単位：人)

小学校	中学校	高等学校	計
264 (260)	1,230 (1,250)	395 (391)	1,889 (1,901)

資料：文部科学省「平成 19 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

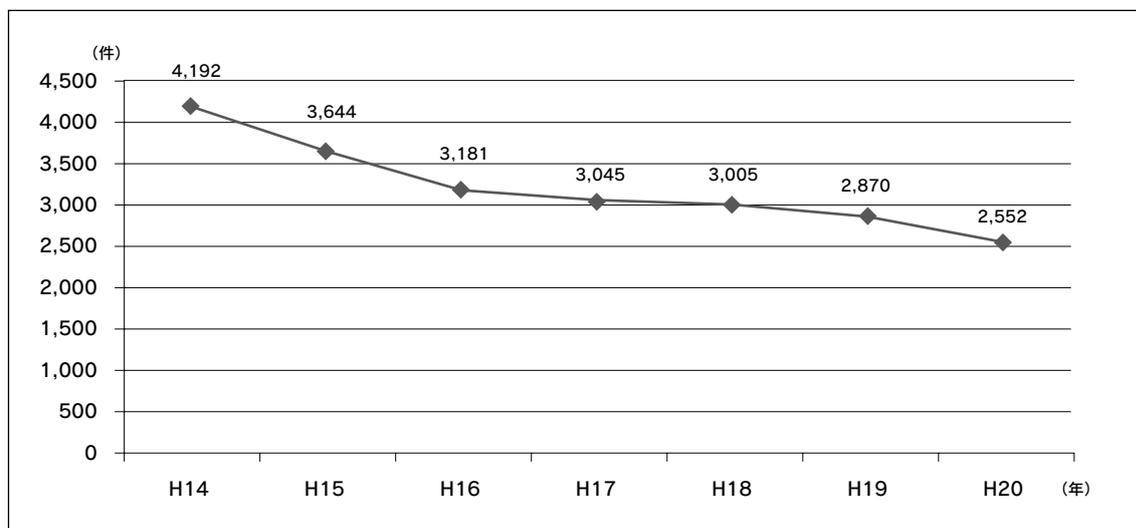
注：()内は平成 18 年度の数値

(12) 少年が被害者となった事件の推移及び防犯ボランティア数

ア 少年が被害者となった刑法犯認知件数の推移

山口県における少年 (20 歳未満) が被害者となった刑法犯認知件数は、減少している。

図 27 少年が被害者となった刑法犯認知件数の推移

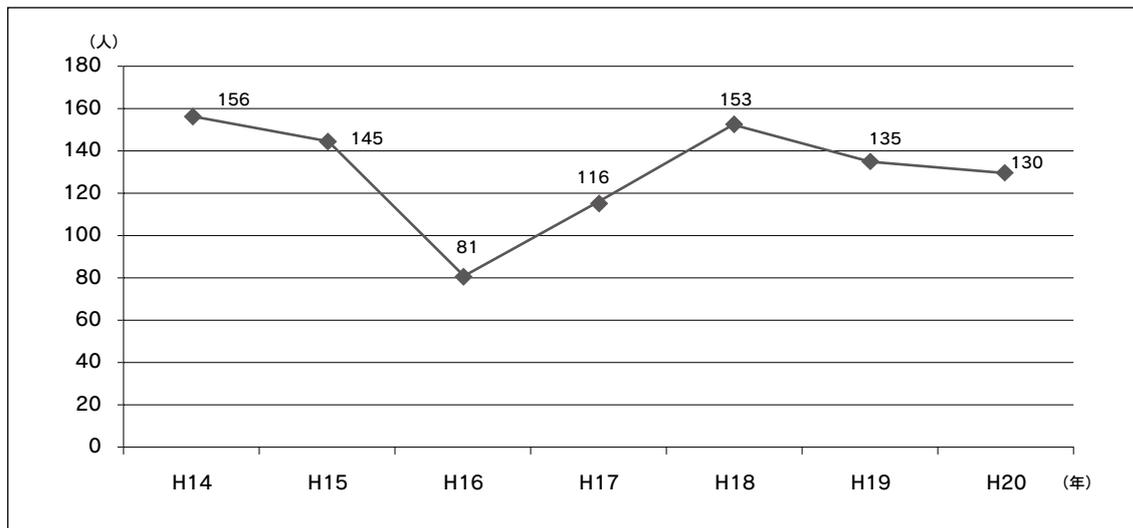


資料：山口県警察本部「非行少年検挙・補導状況等」

イ 福祉犯事件の被害少年数の推移

山口県における児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、青少年健全育成条例違反などの福祉犯事件の被害少年（未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法は20歳未満、その他は18歳未満）数は、平成17年以降、増加していたが、平成19年以降、再び減少している。

図 28 福祉犯事件の被害少年数の推移

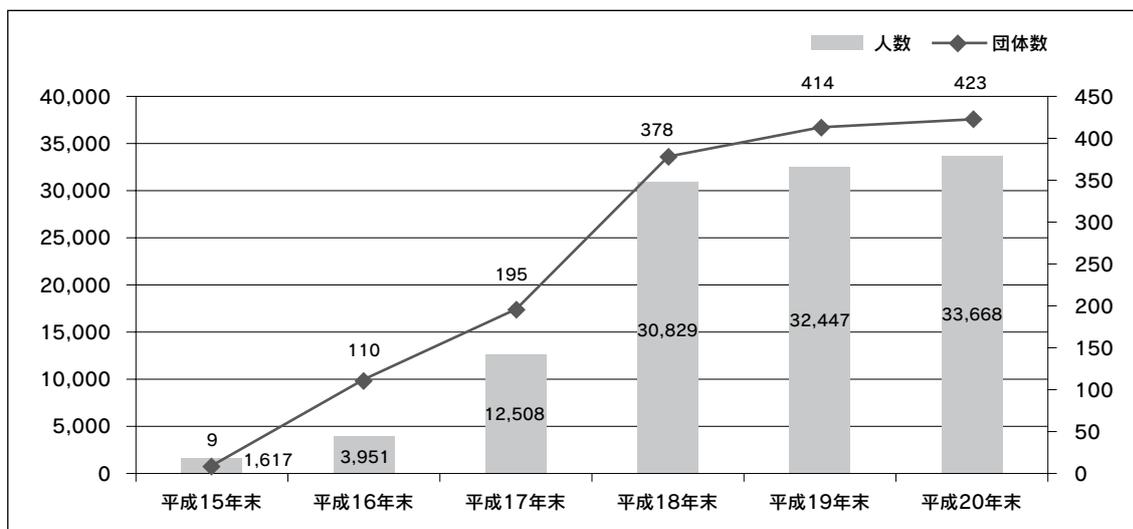


資料：山口県警察本部「非行少年検挙・補導状況等」

ウ 防犯ボランティア数

県内各地では、地域の安全や子どもの安全を守るため、ボランティアや自治会によるパトロールなどの自主防犯活動を地域の実情に応じて行っており、団体数及び人数は年々増加している。

図 29 防犯ボランティア数の推移



資料：山口県警察本部生活安全企画課調べ

3 子育て支援・少子化対策に関する県民意識

子育て支援・少子化対策に関する県民意識、ニーズ、満足度等を調査することにより、子育て文化創造条例に基づく新たな計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的として、「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」を実施した。

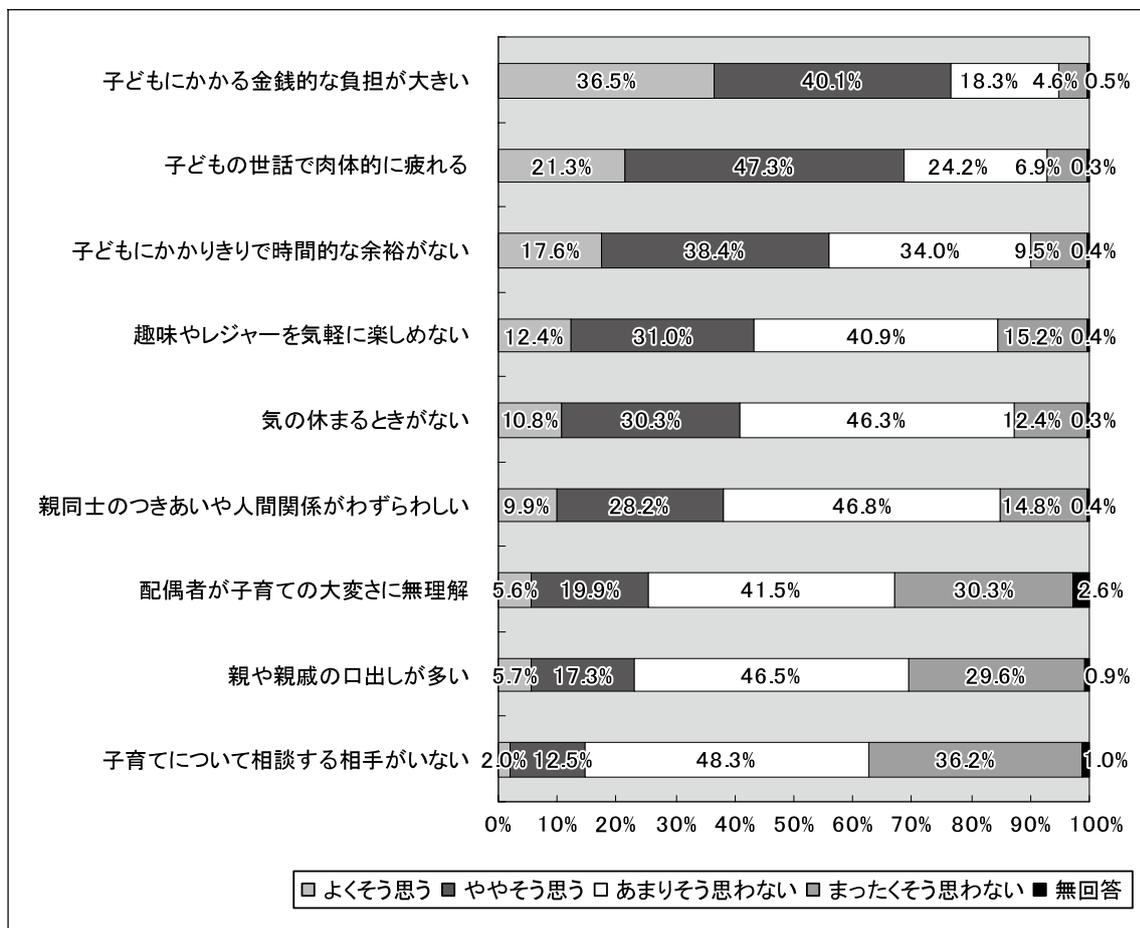
《調査の概要》

調査地域	山口県全域
対象	県内に居住する20歳以上50歳未満の男女
標本数	3,000人（男女各1,500人）
抽出方法	住民基本台帳からの層化無作為抽出（全市町より抽出）
調査方法	郵送によるアンケート
調査時期	平成20年11月17日から同年12月8日までの間
回答状況	1,137名（回収率37.9%）

【調査結果の概要】

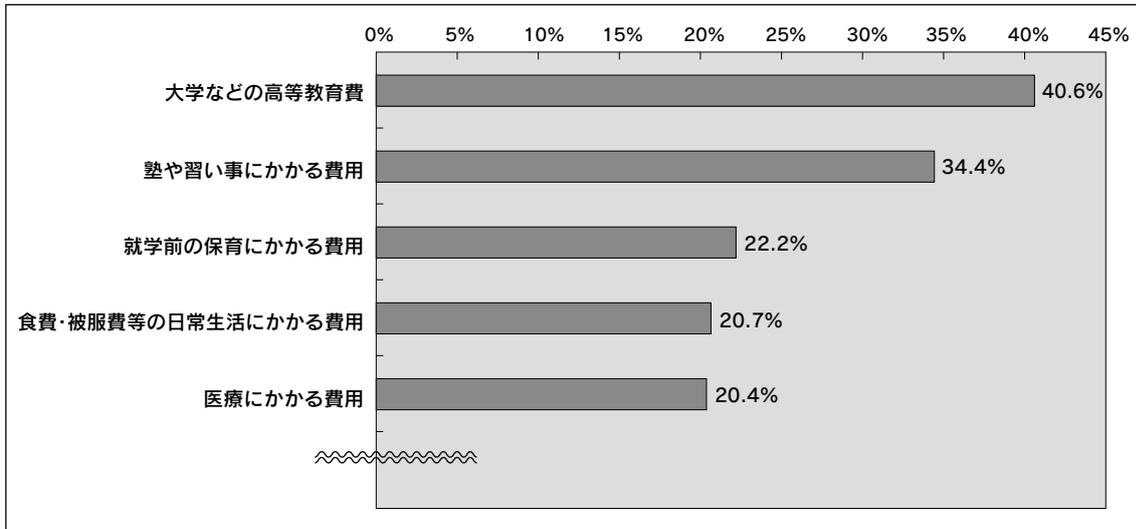
1 子育ての負担感

金銭的負担感（よくそう思う36.5%、ややそう思う40.1%）が最も強い。



2 子育ての費用の負担感

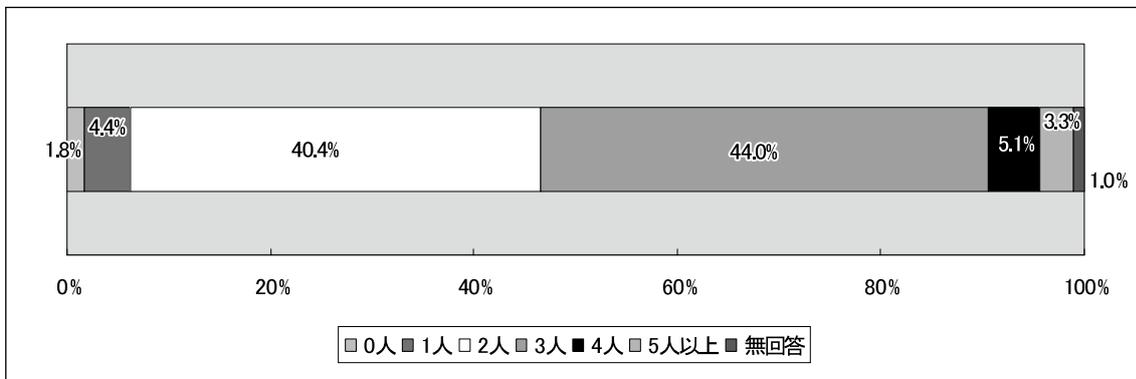
「大学などの高等教育費」が40.6%と最も多い。



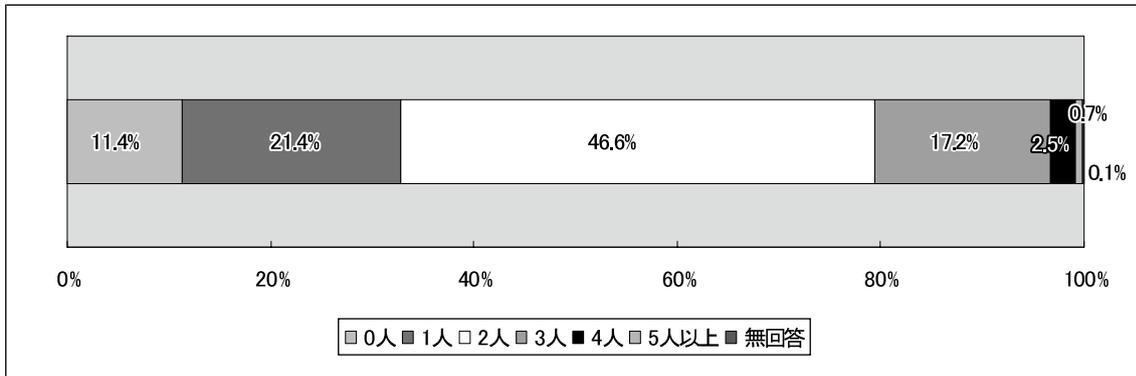
3 理想の子どもの数と現在の子どもの数

既婚者の理想とする子どもの数は44.0%と「3人」が最も多いのに対し、現実には46.6%と「2人」が最も多い。

[理想の子どもの数]

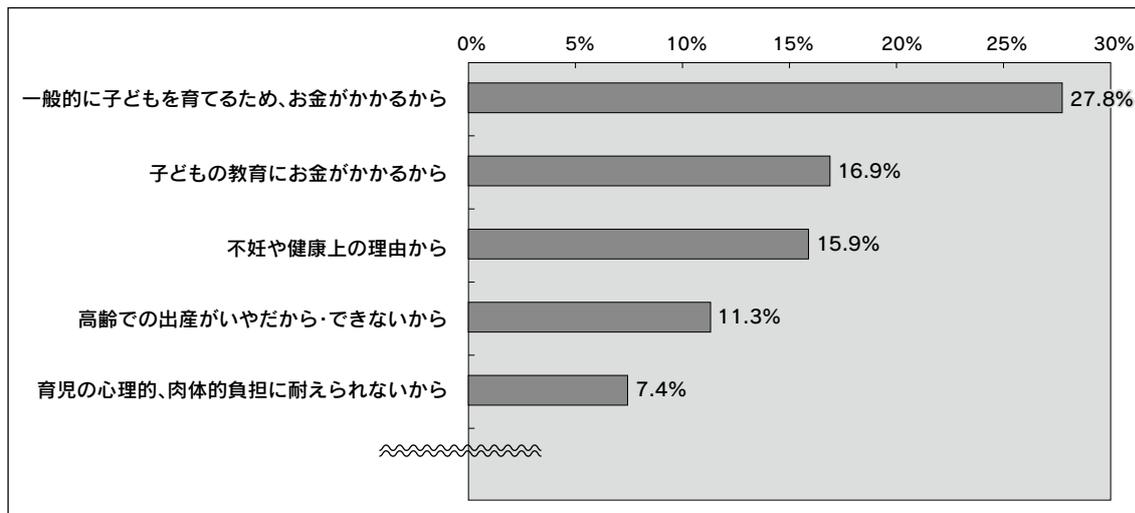


[現在の子どもの数]



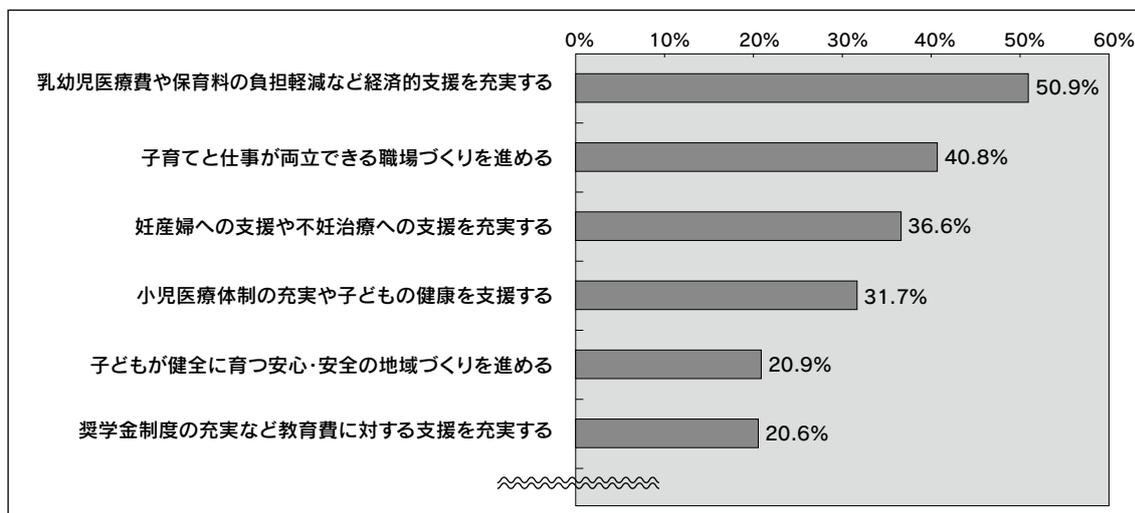
4 理想とする子どもの数を持たない理由

養育費、教育費など、経済的理由によるものが多い。



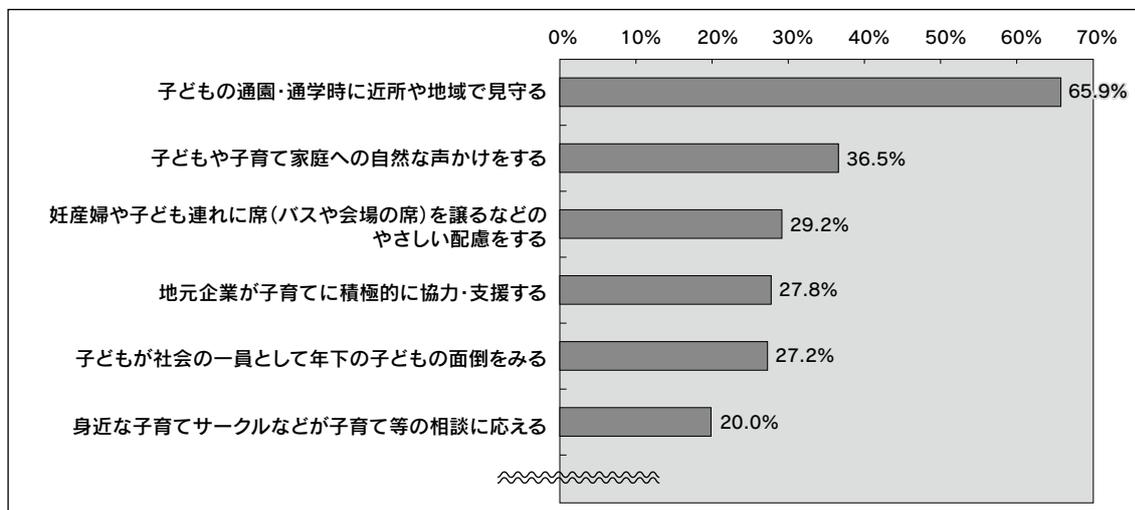
5 子育て支援・少子化対策を進める上で、行政に充実してほしい施策

経済的支援や子育てと仕事の両立支援に対する回答が多い。



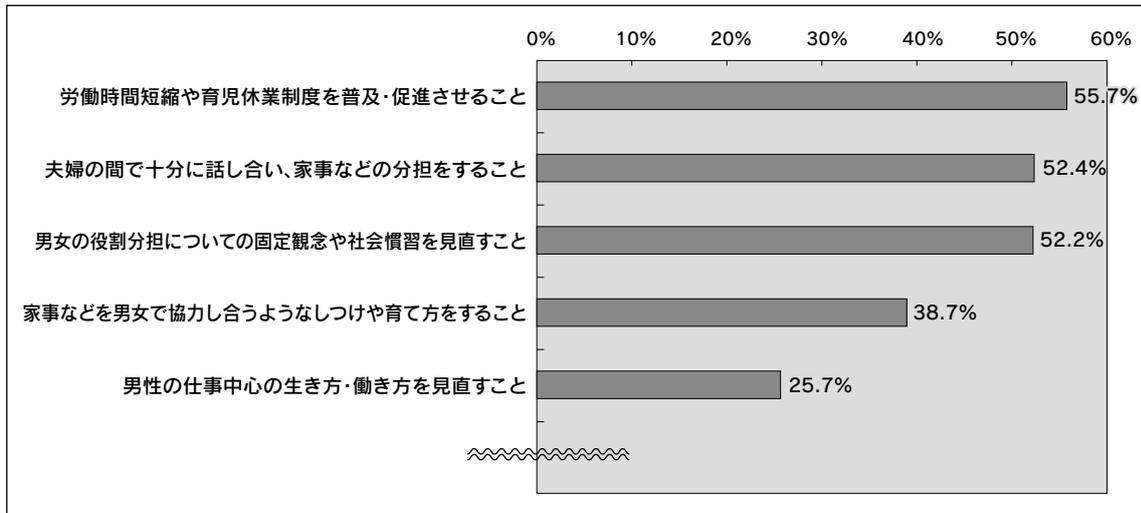
6 子どもや子育て家庭を支えている地域社会だと感じられるのは、どのようなこと

「子どもの通園・通学時に近所や地域で見守る」が65.9%と最も多い。



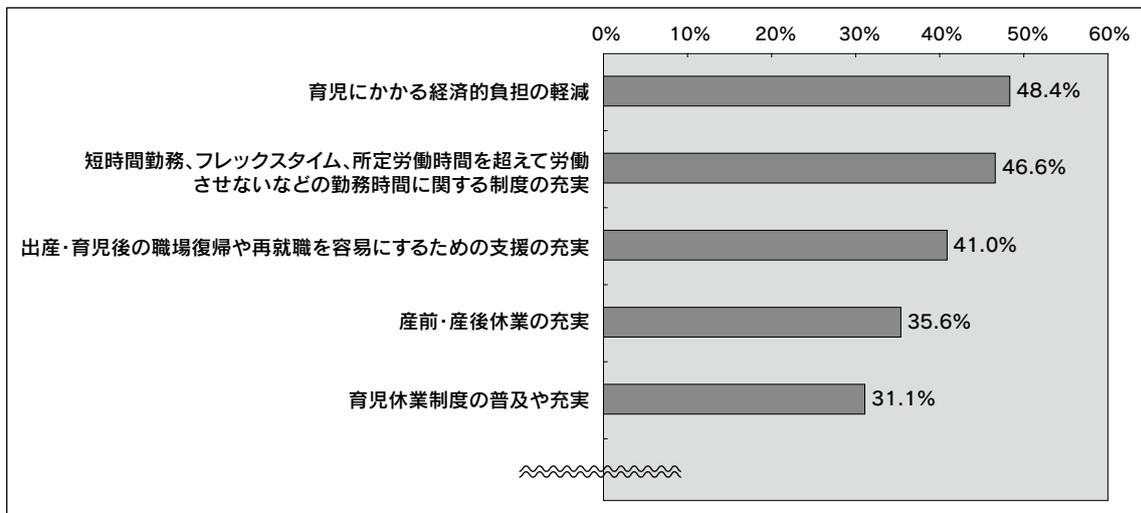
7 男女がともに子育てに積極的に参加していくために必要なこと

労働時間短縮や育児休業制度の普及・促進が55.7%と最も多い。



8 出産・育児と職業生活を両立しやすくするために必要なこと

育児にかかる経済的負担の軽減や勤務時間に関する制度の充実に対する回答が多い。



4 携帯電話によるインターネット利用状況等

携帯電話によるインターネットの利用状況や有害情報対策に関する青少年・保護者の認識等を把握し、青少年が携帯電話を安全に安心して利用できる環境の整備等の推進に資することを目的として、「携帯電話によるインターネット利用状況等調査」を実施した。

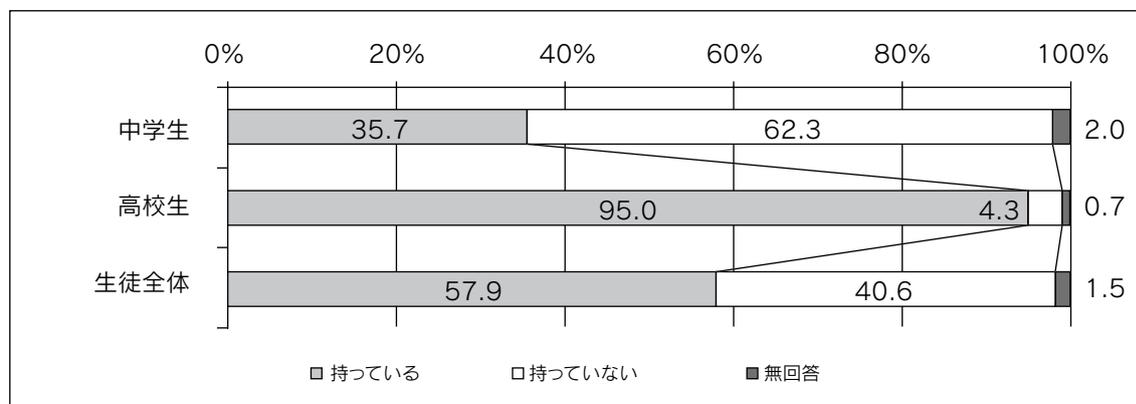
《調査の概要》

対 象	県内の中学校2年生及び高等学校2年生並びにその保護者
標 本 数	中学生 2,360人(2,180人) 中学生の保護者 2,360人(2,153人) 高校生 1,631人(1,305人) 高校生の保護者 1,631人(1,285人)
	※ () 内は有効回答数
抽出方法	中学校 20校 (各市町から1校を抽出) 高等学校 12校 (市町を規模別に3区分し、各区分から4校を抽出)
調査時期	平成20年5月から同年6月までの間

【調査結果の概要】

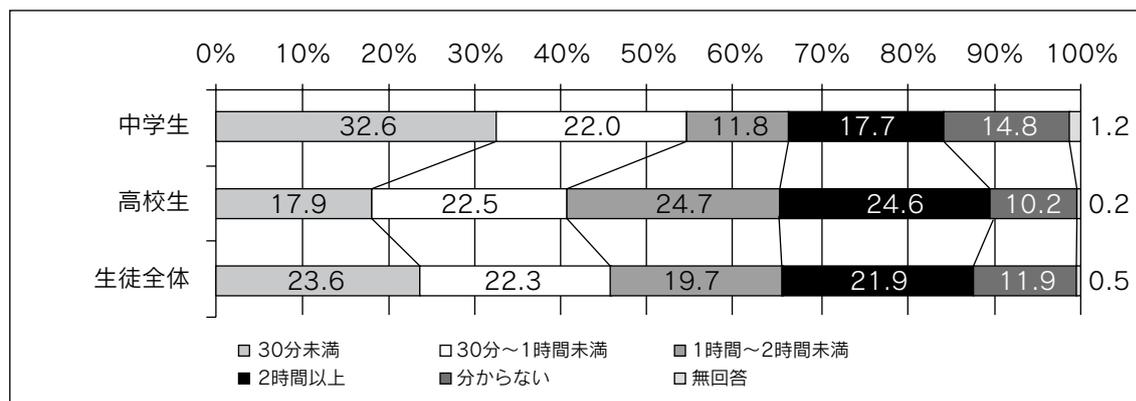
1 携帯電話の保有状況

生徒の6割近くが、携帯電話を保有（高校生では95.0%）している。



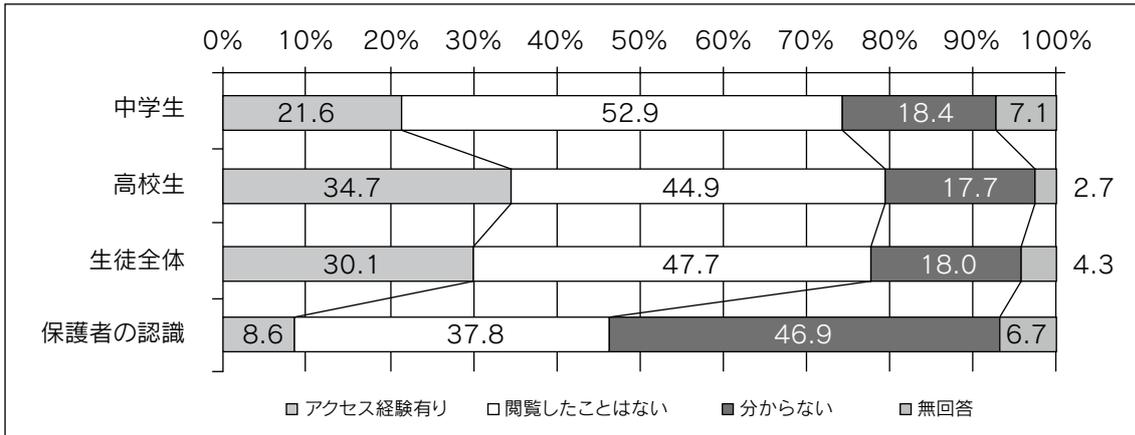
2 携帯電話の使用時間

生徒の4割以上が携帯電話を1日当たり1時間以上使用している。



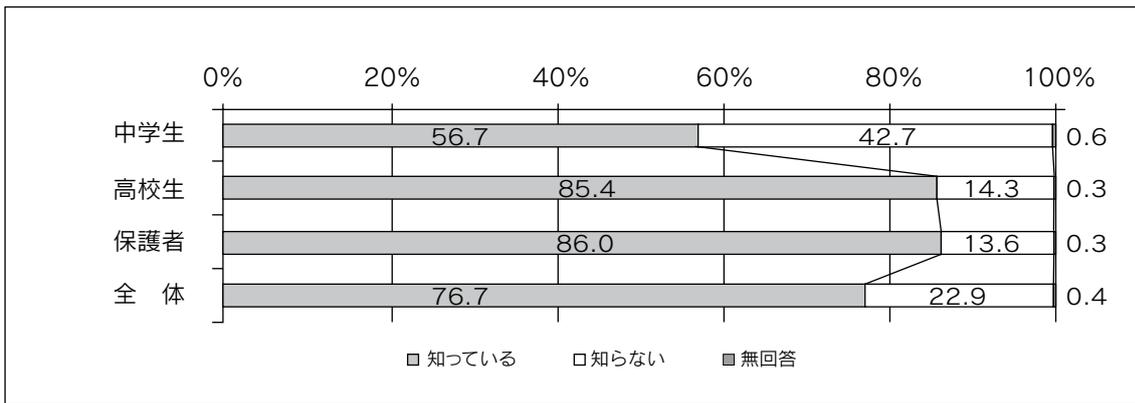
3 携帯電話による有害情報へのアクセス経験

生徒の3割以上が有害情報にアクセスした経験がある。



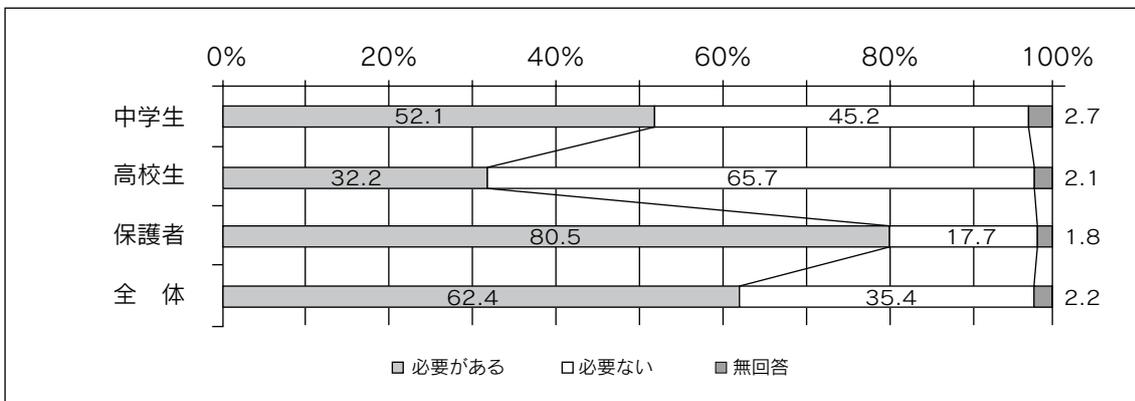
4 有害情報アクセス制限（フィルタリング）サービスの認知状況

有害情報アクセス制限サービスの認知率は全体で7割以上である。



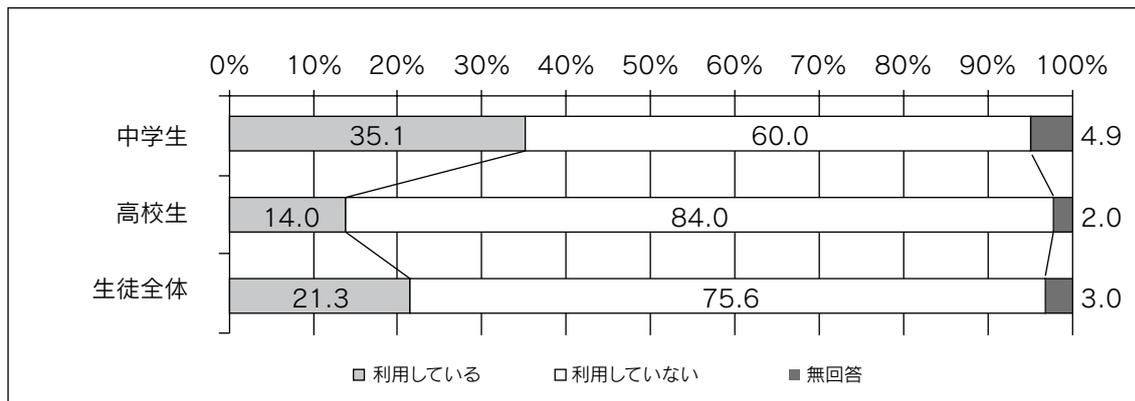
5 有害情報アクセス制限サービスの必要性

全体の6割以上が、有害情報アクセス制限サービスを必要と回答している。



6 有害情報アクセス制限サービスの利用状況

生徒の利用率は2割程度で、認知率・必要性の認識に比べ、低くなっている。



7 有害情報アクセス制限サービス以外の有害情報対策

全体の半数以上が、有害情報対策を何も決めていない。

